

## 議会基本条例特別委員会（第25回）要点録

1 日 時 平成23年9月13日(火)13:28~14:35

2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、  
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子、

3 欠席委員 なし

4 場 所 第1委員会室

5 内 容

委員長…発議案について。

事務局…両発議案とも附則に4月1日の施行期日を記載しています。ただし、経過措置として施行日以後の期間に対応する政務調査費に適用することとしています。

委員長…施行日については、現在いる議員の責任で制定するので4月1日、政務調査費の関係があるので5月1日という意見があるが、その後会派での協議結果は。

D委員…会派では5月1日となった。

E委員…会派では5月1日となった。

F委員…会派では5月1日となった。

H委員…4月1日でよい。

C委員…4月1日がよい。条文に「全員の総意」とあるので現在の議員の任期中であるべき。また政務調査費の期間にこだわる理由はない。

B委員…4月1日がよい。また、5月1日施行となると、代表者である議長がいない期間の施行となってしまう。

G委員…4月1日がよい。

A委員…4月1日がよい。

I委員…会派で再協議できていないが、我々の責任でという意味で4月1日がよい。

委員長…折衷案として、現在の議員の責任で制定するため施行日は4月1日とし、経過措置として、第20条第2項の規定については、5月1日適用としてはどうか。

（了承）

委員長…発議（案）「制定の要旨」の修正について。

事務局…10ページ「制定の要旨」の「あげて」を「挙げて」に、12ページ「17政策等の監視及び評価」の「市長等」を「市長」に修正しました。

委員長…説明のとおり修正する。

（了承）

委員長…21日の全員協議会で経過を報告し、質疑をいただく予定。経過報告の案は別紙のとおり。行政協力委員長・副委員長会議での報告のように、御了解をいただけるならば委員長と副委員長とで分担して報告したい。

（委員長・副委員長が報告案を朗読）

B委員…2ページ目の9行目は、他に合わせ「第8章」は議員定数及び議員報酬について」とすべき。

委員長…そのように訂正する。全協では2人で報告することによろしいか。

(了承)

委員長…発議案は、最終日に上程する予定である。

A委員…全協では、条例案や制定の趣旨を配るのか。

委員長…その予定である。

記念講演会の素案について。

未だ議決をいただく前であることは重々承知しているが、お諮りする。記念講演会の次第案を作った。昨年の井原の講演会について井原の議長に伺い作成した、あくまでタタキ台である。井原市議会では、全議員で対応されたとのことだが、受付、会場案内だけであれば特別委員会委員だけでも対応できると考え、このような素案としている。会場の前席に市民を優先するため、近隣議員の数を事前に把握し後ろに議員席を用意する。議長が開会挨拶、市長から来賓挨拶、委員長が取組の概要を説明、副委員長が教授の略歴紹介、講演会を80分、副題は仮称である。質疑応答、副議長が閉会挨拶、閉会、といった流れを考えている。井原市議会では、アンケートをされていなかったようだ。駐車場の確保について事務局から。

事務局…ホテル駐車場、県民局駐車場、不足の場合は市民会館も利用できます。

委員長…議決いただいた後、広報、報道で宣伝をお願いする予定。以上、全くの素案であったが、講演会について御意見は。

D委員…委員長の案でよい。

H委員…委員長の案でよい。

E委員…委員長の案でよい。

F委員…議員総意での制定であるならば、講演会は、できれば全議員で対応すべき。

C委員…全議員で対応すべき。駐車場の誘導員が要るのではないか。

B委員…全議員で対応すべき。

G委員…全議員で対応すべき。

A委員…全議員で対応すべき。

委員長…私からは申し上げにくかったので提案しなかったが、確かに井原市議会では全員で対応されていた。議決いただいた後のことであるが、特別委員会では全議員にお願いしたいという結論になったことを会派によく御説明願いたい。

A委員…議会全体でするので、議長から言ってもらうのがよい。

委員長…全議員の役割を委員会で練らせていただき、議長からお願いしてもらおうこととする。

井原市議会の役割表をみると、総括として正副議長、受付案内係9名、会場係9名、庶務の3名は事務局と思われる。司会とその補佐、送迎は事務局。講演の後、全議員と先生が意見交換をされている。

F委員…会場の広さを考えると、案内係も必要であろう。

委員長…ただ今意見のあった会場案内係等、役割分担の案は次回委員会で提示する。

駐車場誘導は、恐縮だができるだけ特別委員会委員で行うべきであろう。

井原市議会と違うのは、講演の前に取組の流れを説明する点である。行政協力委員長・副委員長会議での説明でも、なかなか御理解いただけなかったのか、このようにしたかどうか。

(了承)

委員長…アンケートをするかどうかご意見を。

C委員…しない。

D委員…要らない。報告会など、別の機会にすればよい。

H委員…しない

E委員…しない

C委員…しない

B委員…しない

G委員…しない

A委員…しない。

F委員…しない。それよりも、多くの市民に参加いただくことが大切。

委員長…以上で協議案件を終えた訳だが、井原の議長との面談で、「聴く会」の意見を広報広聴委員会で取りまとめるのに苦勞されているとお聞きした。議決後、身近な事例として井原へ視察してはどうか。

H委員…視察すればよい。

D委員…視察すればよい。

E委員…視察すればよい。

C委員…時期が早いのでは。「別に定める」を協議し、実際に報告会を検討する段階で行うのがよい。また、地区ごとに議会基本条例について周知を図る期間も必要である。

B委員…10月に意見を取りまとめた結果が出るようなので、その頃がよい。

G委員…議決後、「別に定める」を協議するのと並行して視察するのか。

委員長…提案しているのは「聴く会」についての視察ではない。「別に定める」を協議する中で、意見の受け皿を、議運、広報公聴委、又は新しい委員会のいずれがよいのか、また、受けた意見にどう対応するかを決めておかないと、いざ実施の段階で混乱を招くおそれがある。その協議だけは早く行っておく必要がある。

A委員…井原に限らず、実際に取り組んでいる自治体の状況を調べてほしい。

F委員…今後の委員会日程を組む中で、委員会の日に井原を視察してはどうか。

委員長…私も同じで、本日この後に日程を決め、特別委の会議の日に井原市議会への視察を入れたいと考えていた。

D委員…「別に定める」の協議で、井原の議長選の要項などを入手されたい。

委員長…すでに井原の視察用資料をいただいている。井原の視察については、説明した方向で進めてよいか。

(了承)

委員長…今後の特別委員会の日程は、9月29日13:30、10月4日、17日13:30、24日、  
11月4日、16日13:30、29日、12月7日、19日、26日、1月6日、13日、20  
日（時刻の記載がない日は9:30から開催。）

この日程の中で事務局から井原市議会に視察依頼の打診をされたい。